

国民年金コーナー

～年金はみんなが加入し支え合う制度です～

公的年金の制度とは年老いたときや、病気やけがで障害を負ったときの生活を、働いている世代みんなが支えようという考えで作られた仕組みです。日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての方に、国民年金への加入が法律で義務づけられています。加入者は、職業などによって3つのグループに分かれており、それぞれ手続きなどが異なります。(別表)

国民年金の給付には、65歳を迎えたときに受けとれる「老齢基礎年金」、障害を負ったときに受けとれる「障害基礎年金」、老齢基礎年金を受けてい

る人が死亡したときに一定の要件を満たす遺族が受けとれる「遺族基礎年金」の3種類があります。

老齢基礎年金を受けとるためには、保険料を納めた期間や免除などを受けていた期間が原則25年以上必要です。

保険料を未納にすると、万が一のときに障害基礎年金などの保障を受けられないことがあります。

保険料の納付が困難な場合には、免除制度や猶予制度を利用しましょう。

☎ 郡山年金事務所 ☎ 024-932-3434

☎ 町民生活課 ☎ 72-6933

(別表)○国民年金被保険者の種類

種別	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
対象者	20歳以上60歳未満の自営業者、農林漁業者、学生、無職の方など	会社員や公務員など、厚生年金や共済組合に加入している方	厚生年金や共済組合加入者(第2号被保険者)に扶養される配偶者の方(20歳以上60歳未満)
保険料	・月額15,590円(平成27年度) ・各自が納付書や口座振替などで納付	・報酬に比例した額を勤め先と半額ずつ負担 ・給料から天引きされ、勤め先が納付	自己負担なし(配偶者が加入する年金制度が負担)
手続き	市区役所または町村役場へ届出	勤め先で事業主が届出	配偶者の勤め先経由で届出